

別添資料

- 空家等の適正な管理の推進に関する協定書 P1
  
- 松浦市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則 P3
  - 様式第1号 立入調査実施通知書 P5
  - 様式第2号 立入検査員証 P6
  - 様式第3号 助言・指導書 P7
  - 様式第4号 勧告書 P8
  - 様式第5号 命令書 P9
  - 様式第6号 命令に係る事前の通知書 P10
  - 様式第7号 標識 P11
  - 様式第8号 戒告書 P12
  - 様式第9号 代執行令書 P13
  - 様式第10号 執行責任者証 P14
  - 様式第11号 特定空家等措置状況台帳 P15
  
- 参考様式
  - 別紙第1号様式 勧告通知書 P17
  - 別紙第2号様式 代執行費用納入命令書 P18
  - 別紙第3号様式 督促状 P19
  
- 松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱 P21

## 空家等の適正な管理の推進に関する協定書

松浦市（以下「甲」という。）と公益社団法人松浦市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空家等が放置され、管理不全な状態とならないよう適正に管理することにより、良好な生活環境を保全するとともに安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- （2）管理不全な状態 著しく衛生上有害となるおそれのある状態であつて、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、又はその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。
- （3）所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （甲が行う業務の範囲）

第3条 甲は、次の範囲で業務を行う。

- （1）市内にある空家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。
- （2）市の広報、ホームページその他の方法により、乙が行う空家等管理業務のPRに努める。

### （乙が行う業務の範囲）

第4条 乙は、空家等の所有者等と契約し、次の範囲で業務を行う。

- （1）空家等の見回り（目視点検）
- （2）敷地内の除草、清掃
- （3）樹木の伐採、剪定
- （4）その他、所有者等の要望による一般管理

2 前項の業務については、乙と所有者等が個別に協議したうえで、契約を締結することとし、甲はその契約に関する一切の責めを負わない。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から締結の日の属する年度の3月末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間の途中で協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申し出を行うものとする。

(秘密保持)

第6条 乙及び乙の会員は、第4条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月26日

甲 長崎県松浦市志佐町里免365番地

松浦市  
市長

乙 長崎県松浦市志佐町浦免275番地

公益社団法人松浦市シルバー人材センター  
理事長

## 松浦市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、法第4条の規定により市長が行う事務について適用する。

(立入調査等)

第3条 法第9条第2項の規定による立入調査は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年総務省・国土交通省告示第1号。）に示された特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針に基づき実施する。

2 法第9条第3項の規定による空家等の所有者等への通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

3 法第9条第4項に規定する空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第2号）によるものとする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、（助言・指導）書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(事前通知)

第7条 前条の措置を命じようとする場合は、法第14条第4項の規定により特定空家等の所有者等に対し命令に係る事前の通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(弁明)

第8条 法第14条第4項の規定による弁明は、市長が口頭であることを認める場合を除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 市長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、空家等の所有者に対し、松浦市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成18年松浦市規則第13号）第17条に規定する弁明の機会付与通知書により通知するものとする。

(標識)

第9条 法第14条第11項の規定による標識は、(様式第7号)により特定空家等に設置するものとする。

(行政代執行)

第10条 法第14条第9項の規定による行政代執行は、戒告書(様式第8号)により戒告し、当該戒告によってもなお指定の期限までに義務を履行しない者に対し、代執行令書(様式第9号)により通知して行うものとする。

2 前項の行政代執行の執行責任者(行政代執行法(昭和23年法律第43号)第4条に規定する執行責任者をいう。)であることを示す証票は、行政代執行責任者証(様式第10号)によるものとする。

(特定空家等の把握)

第11条 市長は、法第14条の規定による特定空家等に対する措置を特定空家等措置状況台帳(様式第11号)に記載するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年5月26日から適用する。

(住所)  
(氏名) 様

松浦市長

㊟

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、特定空家等の立入調査を実施するので、法第9条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 立入調査の対象となる特定空家等

2 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時～

3 立入調査の趣旨及び内容

注 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

		第 号
立入検査員証		
所 属		刻印 (写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
松浦市長		印

写真は、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（54×85）

（裏面）

**空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）**

**第9条** （略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(住所)  
(氏名) 様

松浦市長 ⑩

(助言・指導)書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定に基づき（助言・指導）します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導に至った事由
- 4 助言・指導の責任者 都市計画課長  
連絡先：0956-72-1111

注 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっても法第14条第2項の勧告を受けた場合は、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。



第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名) 様

松浦市長 ⑩

### 勸告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

#### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者 都市計画課長  
連絡先：0956-72-1111
- 5 措置の期限 年 月 日

注1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号  
年 月 日

(住所)

(氏名) 様

松浦市長

㊟

### 命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者 都市計画課長

連絡先：0956-72-1111

5 措置の期限 年 月 日

注1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行のに移行することがあります。

4 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名) 様

松浦市長 ⑩

命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、松浦市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先  
松浦市都市計画課 課長宛  
送付先：松浦市志佐町里免365番地  
連絡先：0956-72-1111
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

注 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者 都市計画課長  
連絡先：0956-72-1111

5 措置の期限 年 月 日

第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

松浦市長 ⑨

戒 告 書

貴殿に対し 年 月 日付け 第 号により貴殿の所有する下記特定空家等の（措置の内容）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（措置の内容）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- （1）所在地
- （2）用 途
- （3）構 造
- （4）規 模
- （5）所有者の住所及び氏名

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 措置の内容（除却、修繕、立木材の伐採等）に応じて記載

(住所)

(氏名) 様

松浦市長

㊟

### 代執行令書

年 月 日付け 第 号により貴殿の所有する下記特定空家等を  
年 月 日までに（措置の内容）するよう戒告しましたが、指定の期日までに  
義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成2  
6年法律第127号第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこな  
いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により  
通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿  
から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生  
じても、その責任を負わないことを申し添えます。

### 記

1 (措置の内容) する物件

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者

都市計画課長

4 代執行に要する費用の概算見積額

円

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

様式第10号（第10条関係）

（表面）

執行責任者証		第 号
都市計画課長		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
松浦市長		印
記		
1. 代執行をなすべき事項		
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の		
松浦市 町 番地の特定空家等の（措置の内容）		
2. 代執行をなすべき時期		
年 月 日から 年 月 日までの間		

（裏面）

<p><b>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）</b></p> <p><b>第14条</b> （以上略）</p> <p>9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられたものがその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても行動の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、または第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10～15 （略）</p> <p><b>行政代執行法（抜粋）</b></p> <p><b>第4条</b></p> <p>代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを提示しなければならない。</p>
---

様式第11号（第11条関係）

No.1

特定空家等措置状況台帳					
情報提供	年 月 日	情報提供者名			
立入調査	年 月 日	調査者名			
家屋	所在地 構 造 造 葺き 建て 用 途 所有者				
敷地	地 目 面 積 所有者				
法第2条第2項による状態の区分	保安上危険な状態	衛生上有害な状態	景観を損なっている状態	その他周辺の生活環境の保全を害する状態	
法第2条第2項による状態の具体的判断基準					
状況記録（写真、付近の状況等）					
備考					
経過措置	措置内容	経過日数	経過措置	措置内容	経過日数
年 月 日		基準日	年 月 日		
年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日		



課長	主幹	課長補佐	参事	係長	主任	係員

措置内容（ 年 月 日）

回答（ 年 月 日）

別紙

第1号様式 (9-(5) 勧告通知書)

第 年 月 日 号

税務課長 様

都市計画課長

㊟

### 勧告通知書

下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、空家所有者に対して対策を講じるように指導してきましたが、改善される見込みがないため、法第14条第2項の規定に基づき勧告しました。

については、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので通知します。

### 記

#### 1 勧告を行った空家等

所在地 (特定空家の存する土地を表示)

用途 (特定空家の用途を表示)

所有者の住所及び氏名

(特定空家の所有者の住所、氏名を表示)

#### 2 勧告を行った空家等に関する土地の明細

所在地	地目	地籍	所有者

別紙

第2号様式 (9-(9)-(二) 代執行費用納付命令書)

第 号  
年 月 日

(住所)

(氏名)

様

松浦市長

㊟

(担当都市計画課)

### 代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号の代執行令書で通知しましたとおり、行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき代執行に要した費用について、下記のとおり通知します。

また、法第5条の規定に基づき、下記の納期限までに同封の納入通知書により、当該費用を納付するよう命令します。

### 記

#### 1 代執行の対象となった特定空家

(1) 所在地（特定空家の存する土地を表示）

(2) 用途（特定空家の用途を表示）

(3) 構造（特定空家の構造を表示）

(4) 規模 建築面積 約  $m^2$

延べ床面積 約  $m^2$

#### 2 代執行の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日まで

4 代執行に要した費用 円

5 納期限 年 月 日

教示 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙

第3号様式 (9-(9)-(二) 督促状)

松 第 号  
平成 年 月 日

### 督促状

(住所)

(氏名) 様

松浦市長 ⑩

下記の徴収金について未納となっております。指定納期限までに必ず納付してください。

指定納期限までに納付、連絡等が無い場合は、やむを得ず強制徴収等の措置をとることもありますので予めご了承ください。

### 記

1. 債権名称
2. 調定年度等 年度 ( 月 (期) 分)
3. 当初納期限 年 月 日
4. 債権金額 円  
(内訳) 円  
督促手数料 円
5. 指定納期限 年 月 日
6. 延滞金 松浦市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例  
第4条の規定による金額
7. 納付方法

同封の納入通知書により、指定の金融機関等で納付してください。

必ず裏面の注意書きをご覧ください。

すでに納付済の方にこの督促状が届きました場合は、行き違い等の事務処理上によるものですのでご了承ください。

ご不明な点等がありましたら、下記までご連絡ください。

〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免365番地

松浦市 課 (所) 係

TEL 0956-72-111 (内線〇〇〇)

## ご 注 意

1. 同封の納入通知書（納付書）により、指定納期限までに納付してください。
2. 指定納期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります
3. この督促状の記載事項に不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、松浦市長に対し審査請求をすることができます（なお、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この督促を発した日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
4. 上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、松浦市を被告として（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
5. 指定納期限までに完納されないときは、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセントを加算した割合）に1パーセントを加算した割合（上限年7.3パーセント）、1月を経過する日の翌日から納付の日までの期間については、特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合（上限年14.6パーセント）を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。

## 松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安全かつ安心な住環境づくりを促進するため、小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号)に基づき、老朽化し、危険な空き家住宅の除却を行う者に対し、予算の範囲内において松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則(平成18年松浦市規則第35号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象となる建築物(附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 松浦市内に存する建築物
- (2) 現に使用されていない建築物
- (3) 木造又は鉄骨造である建築物
- (4) 過半が居住の用に供されていた建築物
- (5) 住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第1において、(イ)欄に掲げる評定区分ニの構造の腐朽又は破損の程度における合計評点が100点以上であると測定される建築物

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める建築物については、補助対象建築物とすることができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市税(市外居住者においては住所地の市町村税)の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)に所有者として登録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受けた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 法人
- (2) 補助対象建築物が複数人の共有名義である場合は、当該共有者全員(補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。)から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者
- (3) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合において、権利者全員から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者

- (4) 松浦市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団又は暴力団員
- (5) 前号に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の命令を受けた者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）

は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者と契約する除却工事とする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事
- (3) 建築物（長屋住宅を除く。）の一部を除却する工事
- (4) 建築物の建て替え又は除却跡地の転売を目的とした工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める工事

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象建築物の除却工事費と住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣がその年に定める標準除却費を補助対象建築物の床面積に乗じて得た額の少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費額以内とし、100万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第7条 老朽化し、危険な空き家住宅の除却を行おうとする者は、事前に都市計画課に相談し、補助事業の対象となるか協議を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）

は、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出するものとする。

- (1) 交付申請者が、市税を滞納していないことを証する書類
- (2) 第3条第1項第3号又は同条第2項に該当する場合は同意書（様式第2号）
- (3) 工事計画書（様式第3号）
- (4) 現況写真（老朽化し危険な状況が分かるもの）

- (5) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (6) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書）
- (7) 交付申請者がこの補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金却下決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 交付決定の通知を受けた日から起算し60日以内に補助対象工事を完了すること。
- (3) 補助対象工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

（交付申請の変更等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に変更内容を示す書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更を承認するときは、交付決定者に対し松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとし、承認しなかった場合は、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金変更却下通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（中止の届出）

第12条 交付決定者は、補助対象工事を中止したときは、速やかに松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助対象工事中止届（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

（申請の取下げ）

第13条 交付決定者が、申請の取下げをしようとする場合には、速やかに市長に対し、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付申請取下げ書（様式第10号）により申請の取下げを届け出るものとする。

（決定の取消等）

第14条 市長は、前2条の規定による届出により補助金交付決定を取り消すときは、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）



により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第15条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに市長に対し、松浦市老朽危険家屋除却支援事業実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して市長に2部提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事写真(着工前、除却工事施工状況、完了)
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書(様式第13号)
- (4) 工事代金請求書(内訳明細の付いたもの) 写し
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金額の確定)

第16条 市長は、前条の規定により提出された松浦市老朽危険家屋除却支援事業実績報告書が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金確定通知書(様式第14号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付請求書(様式第15号)に工事代金を支払ったことを証する領収書等の写しを添付して、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象工事を中止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定後3年以内に、補助対象建築物の底地であった土地に建築物を再築し、または当該土地を売却したとき。
- (4) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金(全部・一部)取消通知書(様式第16号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査等に対する協力)

第20条 交付申請者又は交付決定者は、この告示による補助金の交付等に関し、市長が必要な検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第 2 1 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(表面)

様式第1号 (第8条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付申請書

松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号）第4条及び松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第8条第1項の規定により、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金の交付について、次のとおり申請します。

また、本申請に当たり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の確認のため、警察署へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾するとともに、申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況について、市長が関係機関へ調査すること及び当該調査に対し関係機関（警察署を含む。）が回答することに同意します。

補助対象建築物の 所 在 地	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 費	円
交 付 申 請 金 額	円 (1,000 円未満を切り捨て)
補 助 事 業 の 実 施 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(裏面)

申請者区分	<input type="checkbox"/> 1 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者 <input type="checkbox"/> 2 1の者の相続人 <input type="checkbox"/> 3 1又は2の者から対象建築物の除却について同意を受けた者 <input type="checkbox"/> 4 その他市長が認める者
他の制度等に基づく補助金の申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類	<input type="checkbox"/> 市税を滞納していないことの証明書 <input type="checkbox"/> 工事計画書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 工事見積書（内訳明細の付いたもの） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書  [以下は必要に応じて添付] <input type="checkbox"/> 固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書の写し <input type="checkbox"/> 共有者（相続人）及び物権（賃借権を含む）設定者の同意書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 同意書に押印された印鑑の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

誓約事項

- 1 私は、本申請書に係る建築物の工事については、「建築物の建て替え又は除却跡地の転売を目的とした工事」ではないことを本書面について申告します。
- 2 私は、補助金交付決定後3年以内に、本申請書にかかる除却土地に建物を再築し又は除却跡地を転売した場合、速やかに松浦市に報告します。
- 3 私は、補助金交付決定後3年以内に、本申請書にかかる除却土地に建物を再築し又は除却跡地を転売した場合、松浦市により補助金交付決定が取り消された（要綱第18条）としても異議を述べず、受領した補助金を全額返還します。
- 4 私は、「松浦市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- 5 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
  - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
  - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
  - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
  - (4) 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合、その他正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
  - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
  - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

様式第2号(第8条関係)

同意書

松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第3条の規定により補助対象建築物を除却することについて同意します。

年 月 日

申請者 様

同意 年月日	建築物 の面積	構造・ 規模	建築物の 所在地	権利 の 種類	住 所	氏 名	印
摘要							

備考

- 1 「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について有する権利（所有権、相続人等）をそれぞれ記入してください。
- 2 「摘要」欄は、承諾に関する特記事項を記入してください。
- 3 印は実印とし、印鑑証明を一部添付してください。

様式第3号（第8条関係）

工事計画書

発注者 (申請者)	住 所 : 氏 名 : <span style="float:right">㊟</span>		
建築物の概要	地 名 地 番 : 松浦市 建 築 年 次 :                      年建築 用途 (種類) : <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 (    戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他 (                      ) 建 築 面 積 :                      m <sup>2</sup> 延 べ 面 積 :                      m <sup>2</sup> 階                      数 :                      階 構                      造 :                      造                      建て 門・塀の有無 : <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
工事の概要	<input type="checkbox"/> 建築物のすべてを除却 門・塀の除却 ( <input type="checkbox"/> 除却する・ <input type="checkbox"/> 除却しない) <input type="checkbox"/> 長屋住宅の一戸を除却 ※長屋住宅の一戸を除却する場合は、除却を行う箇所の 図面を添付してください。		
受注予定者 (施工予定者)	本店所在地 又は住所		
	商号及び代 表者名又は 個人氏名	印	
	許可番号 (登録番号)	<input type="checkbox"/> 建設業許可 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣    ・ <input type="checkbox"/> 長崎県知事 (    -    ) 第    号 (                      工事業) 主任 (監理) 技術者の氏名 : ----- <input type="checkbox"/> 解体工事業登録 長崎県知事   登内 -    第    号 技術管理者の氏名 :	
	担当者名		
	連絡先		
工事見積額	金                      円    ※消費税相当額を除く		
予定工期	年    月    日    ~                      年    月    日		

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

松浦市長

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、  
次のとおり決定したので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要  
綱（平成27年松浦市告示第61号）第9条の規定により通知します。

補助対象建築物の 所 在 地	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 の 条 件	

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第9条の規定により通知します。

補助対象建築物の 所 在 地	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
却 下 の 理 由	



様式第6号（第11条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金変更交付申請書

松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付申請の内容を変更しましたので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
交付決定金額	円
補助対象建築物の所在地	
変更内容	
変更理由	
変更交付申請金額	円（千円未満を切り捨て）

添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の工事計画書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 変更後の工事見積書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

様式第7号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

松浦市長

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した松浦市老朽危険家屋除却支援事業については、次のとおり変更したので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第11条第2項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所 在 地	
補 助 事 業 の 変 更 内 容	
変 更 理 由	
変 更 後 の 交 付 決 定 金 額	円
変 更 後 の 交 付 の 条 件	

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

第 号  
年 月 日

様

松浦市長

㊟

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金変更却下通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した松浦市老朽危険家屋除却支援事業については、次のとおり決定したので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成 2 7 年松浦市告示第 6 1 号）第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所 在 地	
補 助 事 業 の 変 更 内 容	
却 下 の 理 由	

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住所  
氏名  
連絡先

㊟

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助対象工事中止届

松浦市老朽危険家屋除却支援事業費補助金交付申請に係る補助対象工事を中止しましたので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第12条の規定により、次のとおり届け出ます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
交付決定金額	円
補助対象建築物の所在地	
補助対象工事を中止する理由	
補助対象工事を中止する年月日	年 月 日

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住所  
氏名  
連絡先

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付申請取下げ書

松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第13条の規定により、次のとおり取り下げます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

番号及び年月日	第 年 月 日 号 日
交付決定金額	円
補助対象建築物の所在地	
取下げ理由	

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

第 号  
年 月 日

様

松浦市長

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで届出のあった(中止・取下げ)については次のとおり決定したので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱(平成27年松浦市告示第61号)第14条の規定により通知します。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
補助対象建築物の所在地	
補助対象工事の(中止・取下げ)理由	
交付決定取消金額	円

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のあった松浦市老朽危険家屋除却支援事業について松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第15条の規定により、次のとおり報告します。

番号及び年月日	第 年 月 日 号
補助対象建築物の所在地	
補助事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付決定金額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事完了写真 <input type="checkbox"/> 工事完了証明書（様式第13号） <input type="checkbox"/> 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細のわかるもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）

## 工事完了証明書

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 工事発注者<br>（申請者） | 住所<br>氏名  |
| 2 | 工事場所           | 松浦市   |
| 3 | 工事内容           | <input type="checkbox"/> 住宅のすべてを除却<br>門・塀等の工作物の有無（ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無）<br><input type="checkbox"/> 長屋住宅の一戸を除却<br>※長屋住宅の一戸を除却した場合は、除却を行<br>った箇所の図面を添付してください。 |
| 4 | 工事期間           | 工事着工日                      年              月              日<br>工事完了日                      年              月              日  |

上記のとおり空き家を除却したことを証明します。

年      月      日

工事施工者  
住所  
商号及び代表者名

⑩

連絡先



様式第 1 4 号（第 1 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

松浦市長

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成 2 7 年松浦市告示第 6 1 号）第 1 6 条の規定により通知します。

補助対象建築物 の 所 在 地	
補 助 金 の 交 付 対 象 内 容	年 月 日付け実績報告書記載のとおりとする。
交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円
交 付 確 定 額	円

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付請求書

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金を次のとおり交付されるよう、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第17条の規定により請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 補助対象建築物の所在地

振込先

銀行・金庫・農協		本店（出張所）・支店	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 口座番号		<input type="checkbox"/> 口座名義人（フリガナ）

様式第16号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

様

松浦市長

印

年度松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金  
（全部・一部）取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した松浦市老朽危険家屋除却支援事業については、次のとおり決定したので、松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金交付要綱（平成27年松浦市告示第61号）第18条第2項の規定により通知します。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
補助対象建築物の所在地	
補助対象工事の（全部・一部）取り消し理由	
交付決定取消金額	円